

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

9月24日、マニング・パンデミック指揮官は、9月14日に発表された国際・国内渡航及び社会活動に係る規制を再び更新し、9月30日付で有効としましたところ、国際移動、及び、その他各州のリスク分類及び社会活動について、の要旨は以下のとおりです。

詳細は PNG 政府特設ウェブサイト (<https://covid19.info.gov.pg/>) または当館ウェブサイト (https://www.png.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00048.html) にて確認ください。

なお、今回の更新による主な変更点及び注意点は以下のとおりです（ただし、例外規定にご注意願います）。

● 国際渡航に関し、ワクチンを完全に接種している者は出国 72 時間前及び PNG 到着後の PCR 検査で陰性を証明すれば入国後の隔離は不要（過去 14 日間に高リスク国（インド及びフィリピン）に滞在していないことが要件です）。

● 国内移動に関し、高リスク州（ウェスタン州、西セピック州、東ハイランド州）を往来する場合には PCR 検査の受検が必要で、ワクチンを接種していない者の移動は認めない。

● 高リスク州に出入りする主要道路に検問を設置。

● 市場や閉鎖された空間、公共の乗り物にマスクを着用せずに進入することは不可。航空機内でもマスクの着用が必須。

当地報道等によれば、今回の規制更新に当たっては PNG 全土でロックダウンを行うべきではないかとの議論もあった模様です。また、高リスク国、高リスク州の見直しは定期的に行われるため、今後、ポートモレスビーやレイ近郊など、邦人の皆様が多く住居される地域への影響も考えられるところ、引き続き関連情報にご留意願います。

<国際渡航について> (No.2 International Travel Measures)

● 指揮官の許可がある場合を除き、観光ビザでの入国は許可しない（第5項）。

● ワクチンを完全に接種していない者の PNG への航空機の搭乗及び PNG への入国を認めない（ただし、18歳以下の者、PNG 市民及び PNG 永住者を除く）（第6項）。

● 国際渡航の運用者はチェックイン時に以下の必要書類をチェックする。また、これらの書類を有さない者のフライト予約を認めない（第10項）。

<必要書類>

・ 旅券（有効なビザが必要）。

・ PNG 当局 (National Pandemic Response COVID-19) による入国許可（事前に Air Passenger Travel Form による申請が必要）。

・ 日本を出発する前 72 時間以内に実施した PCR 検査の陰性証明（5歳以下の子供は PCR 検査の受検を免除。鼻咽頭検体による検査のみ有効。※その他の検体（唾液等）によるものは認められていませんのでご注意ください）。

・ COVID-19 ワクチン接種記録又は接種証明書。

・ e-Health Declaration Form 提出により取得したバーコード（PNG 行きフライト搭乗

前(当日)に <http://www.pnghdf.info> にて必要事項を記入し、右提出後に送られてくるバーコードを携帯電話等に保存して提示)。

●PNG 到着時に PCR 検査で陽性となった者は隔離され、隔離の様態についてはケースバイケースにより指揮官により判断が行われる(第 17 項)。

●ワクチンを完全接種していない、あるいは不完全接種の PNG 市民及び永住者、あるいは過去 14 日間に指揮官により高リスク国/地域と指定された場所にいた者については、ポートモレスビー、セントラル州ないしは指揮官の指定された場所で隔離し(第 18 項 a)、PNG 到着日、隔離後 7 日目及び 12 日目に PCR を受検し(5 歳以下の者は除く)(第 18 項 b)、隔離期間中に追跡アプリ等を用いたモニタリングが行われる(第 18 項 c)。

●旅行者が本規制に違反した際、旅行者は規制を履行するために合理的な措置を講じない場合または、指揮官の判断で出発国に強制送還される(第 37 項)。

<国内規制について> (No. 3 Domestic Measures)

●各州の州保健当局は毎週、保健データを基に州の保健リスクを評価し(第 1 項)、指揮官はそれを加味した上で、各州が高リスク州に相当するかどうかの判断を行う(第 2 項)。

●高リスク州を出入りする主要道路に検問(roadblocks)を設置し(第 9 項 a)、州を出入りする全ての者は移動に先駆けて PCR 検査を受検しなければならない(第 9 項 b)。ワクチンを完全に接種した者(第 9 項 c. i)、適切な理由がある者(第 9 項 c. ii)及び各州行政長官の許可がある者(第 9 項 c. iii)を除き、高リスク州の出入りを許可しない(第 9 項 c)。高リスク州において全ての公共集会は禁止されるが、店舗や市場を開くことは可能であるも、必要以上に長く滞在し、社交することがないように Niupela Pasin ガイドラインが遵守される必要がある(第 9 項 d)。更に、高リスク州では 50 人までの集会のみ可能される。(第 9 項 e)。ナイトクラブ、パブ及びそれに類似する店は営業不可となり(第 9 項 f)、4 人より多い人数で行うスポーツは禁止とする(第 9 項 g)。

●中リスク州においては 100 人以下の集会のみ可能となる(第 11 項 a)。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail: sceoj@pm.mofa.go.jp

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>